【定期申請用】

令和９・１０年度

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類提出・作成要領（測量等）

１　裁判所においては、「最高裁判所事務総局経理局長」に対して申請書類を提出し、資格決定通知書により資格が付与されたときは、全裁判所が発注する測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査について競争参加資格が認められます（個々の発注機関に対して申請する必要はありません。）。

２　定期申請の受付

原則としてインターネット方式により行います。

ただし、インターネット方式では対応していない申請（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合等）については、以下のとおり郵送又は持参での申請を受け付けます。

○インターネット受付専用ホームページＵＲＬ

https://www.pqrc.mlit.go.jp

(1) 申請書類の受付時期

ア　インターネット方式（原則）

令和８年１２月１日から令和９年１月１５日まで

イ　郵送の場合（アでは対応していない申請の場合）

令和８年１２月１日から令和９年１月１５日まで（当日消印有効）

ウ　持参の場合（アでは対応していない申請の場合）

上記イと同じ

(2) 申請の方法等

ア　インターネット方式

インターネット受付専用ホームページにおいて資格審査申請用データを作成・送信する方法により申請してください。

イ　郵送又は持参の場合

申請書類を郵送（普通郵便可）又は持参する方法により申請してください。

なお、提出期限を厳守してください。

(ｱ) 郵送の場合

宛先　別紙「提出場所一覧表」のとおり

(ｲ) 持参の場合

・　受付場所　別紙「提出場所一覧表」のとおり

・　受付時間　午前９時３０分から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（１２月２９日から１月３日）を除く。）

(3) 提出書類

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（様式第１の１、２及び３）

イ　添付書類

(ｱ) 業態調書（様式第２）

(ｲ) 測量等実績調書（様式第３）
(ｳ) 技術者経歴書（様式第４）
(ｴ) 営業所一覧表（様式第５）
(ｵ) 登録証明書等（営業に関し、登録を受けている場合にあっては、当該登録を証する書類の写し（証明年月日が申請書提出時から３か月以内のもの））
(ｶ) 登記事項証明書（証明年月日が申請書提出時から３か月以内のもの）の写し
(ｷ) 財務諸表類の写し
(ｸ) 納税証明書等（証明年月日が申請書提出時から３か月以内のもの）の写し
(ｹ) 委任状（様式第６）（行政書士等の代理人による申請をする場合）
(ｺ) 測量等実績調書、技術者経歴書、営業所一覧表、登記事項証明書、登録証明書等及び財務諸表類については、測量法第５５条の８による書類の写しを提出した場合、建設コンサルタント登録規程第７条等による現況報告書副本の写しを提出し、競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、書類の添付を省略することができる場合があります。
(ｻ) 登録証明書等及び財務諸表類については、申請者が「建設関連業者閲覧システム」又は「建設関連業の登録業者に関する情報提供システム」（以下「建設関連業システム」という。）に登録され、定期審査を行う内容が建設関連業システムに登録されている内容と一致する場合は、省略することができる場合があります。

※提出書類の詳細は、インターネット方式による場合は、２記載のインターネット受付専用ホームページより、「測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査申請書作成の手引き［インターネット編］(令和９・１０年度版)」を参照すること。郵送又は持参の場合は、「【随時申請用】令和９・１０年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類提出・作成要領（測量等)」の５ないし７の記載を参照すること。

(4) 提出部数
１部

(5) 提出に当たっての注意事項
提出書類の記載事項の審査基準日は、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（ただし「営業所一覧表」については申請日現在）とします。

(6) インターネット方式による場合
上記(3)から(5)の定めにかかわらず、インターネット受付専用ホームページにおいて資格審査申請用データを作成し、送信するものとし、(3)のイ(ｵ)から(ｸ)までに掲げる書類の提出をもって申請を受け付けます（同(ｺ)及び(ｻ)のとおり、書類の添付を省略することができる場合があります。)。

(7) 資格審査結果の通知及び資格の有効期間
ア　資格審査結果は、資格決定通知書の郵送により申請者に通知します。
イ　資格の有効期間は、令和９年４月１日から令和１１年３月３１日までとなります。

申請に関する問い合わせ先
〒102-8651　東京都千代田区隼町４－２
最高裁判所事務総局経理局営繕課契約第一係
電話番号：03-4235-4209
受付時間：午前９時３０分から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

（別紙）

提　出　場　所　一　覧　表

受　付　対　象	提出場所	郵便番号・住所	電話番号
東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県に本社があり、主としてこれらの地域内での受注を希望する者	東京高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒100-8933 東京都千代田区霞が関1-1-4	03-3581-1546
大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県に本社があり、主としてこれらの地域内での受注を希望する者	大阪高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒530-8521 大阪府大阪市北区西天満2-1-10	06-6316-2553
愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県、富山県に本社があり、主としてこれらの地域内での受注を希望する者	名古屋高等裁判所事務局 会計課営繕係	〒460-8503 愛知県名古屋市中区三の丸1-4-1	052-203-0162
広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県に本社があり、主としてこれらの地域内での受注を希望する者	広島高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-43	082-221-2449
福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県に本社があり、主としてこれらの地域内での受注を希望する者	福岡高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒810-8608 福岡県福岡市中央区六本松4-2-4	092-781-3731
宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県、青森県に本社があり、主としてこれらの地域内での受注を希望する者	仙台高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒980-8638 宮城県仙台市青葉区片平1-6-1	022-745-6249
北海道に本社があり、主として北海道内での受注を希望する者	札幌高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西11	011-290-2109
香川県、徳島県、高知県、愛媛県に本社があり、主としてこれらの地域内での受注を希望する者	高松高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒760-8586 香川県高松市丸の内1-36	087-851-1647
全国での受注を希望する者又は上記の受付対象区分のいずれにも該当しない者	最高裁判所 事務総局経理局 営繕課契約第一係	〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2	03-4235-4209